止請求権者に限る。）に係る不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについて経済産業大臣の意見を聴くことを」を加え、同条第二項中「、特許庁長官」を「、経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同項ただし書中「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第十号」を加え、「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第三項から第五項までの規定中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、同条第七項及び第八項中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改め、「第六十九条の十一第一項第九号」の下に「又は第十号」を加え、「同号」を「同条第一項第九号又は第十号」に改め、同条第九項中「、特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する」を「、特許権、実用新案権若しくは意匠権を侵害する貨物又は不正競争防止法第二条第一項第十号に掲げる行為を組成する」に、「政令で定めるところにより、特許庁長官に対し、」を「特許権、実用新案権又は意匠権を侵害する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては」に、「特許権者等」を「当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者を除く。）」に、「意見を」を「の意見を特許庁長官に、同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての認定手続が執られた場合にあつては当該認定手続に係る貨物が当該貨物に係る特許権者等（不正競争差止請求権者に限る。）に係る同号に掲げる行為を組成する貨物に該当するか否かについての意見を経済産業大臣に、政令で定めるところにより、」に改める。

第六十九条の十八第一項中「）に掲げる貨物」の下に「（不正競争防止法第二条第一項第十号（定義）に係るものを除く。以下この項及び第五項において同じ。）」を加え、「同号」を「第六十九条の十一第一項第十号」に改める。

第六十九条の二十第一項中「又は意匠権者」を「、意匠権者又は不正競争差止請求権者」に改め、同項各号中「特許庁長官」を「経済産業大臣又は特許庁長官」に改める。

第七十二条及び第七十三条第一項中「及び第十二条の四第一項（重加算税）の規定により課される」を「並びに第十二条の四第一項及び第三項（同条第一項の重加算税に係る部分に限る。）（重加算税）の」に改める。

第七十五条中「第六十七条の二第一項」の下に「及び第二項」を、「手続」の下に「、第六十七条の三第一項（後段及び第三号を除く。）（輸出申告の特例）を、「書類」の下に「・貨物の検査に係る権限の委任」を加え、「及び第七十条」を「並びに第七十条」に、「とする」を「と読み替えるものとする」に改める。

第七十六条第一項中「認定の取消し・許可の承継についての規定の準用」の下に「・輸入申告の特例」を、「書類」の下に「・貨物の検査に係る権限の委任」を加える。

第七十九条第三項第一号ロ中「許可の日（二以上の許可を受けている場合にあつては、これらのうち最初に受けた許可の日）」を「許可を受けた日」に改め、同号ハ中「第五条第一号、第二号又は第四号」を「第五条各号」に改め、同号ニ中「第五号まで又は第八号」を「第七号まで、第十号又は第十一号」に改め、同号ホ及びヘを削り、同号ト中「ホ若しくはヘに該当する者を役員とする法人であること又はその者」を「通関業法第六条第六号又は第七号に該当する者」に改め、同号中トをホとし、チを削る。

第七十九条の二中「次条及び第七十九条の五第一項において」を「以下」に、「前条第三項第三号」を「同条第三項第三号」に改める。

第七十九条の四第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「（二以上の許可を受けている場合にあつては、そのすべての許可。次号において同じ。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　認定通関業者が死亡した場合で、第七十九条の六（許可の承継についての規定の準用）において準用する第四十八条の二第二項（許可の承継）の規定による申請が同項に規定する期間内にされなかつたとき、又は同項の承認をしない旨の処分があつたとき。

第七十九条の五第一項第一号中「チまで」を「ホまで」に改める。

第六章の二中第七十九条の五の次に次の一条を加える。

（許可の承継についての規定の準用）

第七十九条の六　第四十八条の二（許可の承継）の規定は、認定通関業者について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第八十九条第二項中「前項」の下に「及び第九十一条」を加える。

第九十一条中「次に掲げる処分又は通知」を「この法律又は他の関税に関する法律の規定による財務大臣又は税関長の処分」に改め、「財務大臣は」の下に「、次の各号のいずれかに該当する場合を除き」を加え、同条各号を次のように改める。

一　審査請求人から、その諮問を希望しない旨の申出がされている場合（参加人（行政不服審査法第十三条第四項（参加人）に規定する参加人をいう。）から、当該諮問をしないことについて反対する旨の申出がされている場合を除く。）

二　審査請求が不適法であり、却下する場合

三　行政不服審査法第四十六条第一項（処分についての審査請求の認容）の規定により審査請求に係る処分（法令に基づく申請を却下し、又は棄却する処分及び事実上の行為を除く。）の全部を取り消し、又は同法第四十七条第一号若しくは第二号（処分についての審査請求の認容）の規定により審査請求に係る事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することとする場合（当該処分の全部を取り消すこと又は当該事実上の行為の全部を撤廃すべき旨を命じ、若しくは撤廃することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

四　行政不服審査法第四十六条第二項各号に定める措置（法令に基づく申請の全部を認容すべき旨を命じ、又は認容するものに限る。）をとることとする場合（当該申請の全部を認容することについて反対する旨の意見書が提出されている場合及び口頭意見陳述においてその旨の意見が述べられている場合を除く。）

第九十三条中「第九十一条第一号（審議会等への諮問）に掲げる処分又は同条第二号に掲げる通知」を「次に掲げる処分又は通知」に改め、同条に次の各号を加える。

一　関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分（国税徴収の例により関税を徴収する場合における滞納処分をいう。）

二　第六十九条の二第三項（輸出してはならない貨物）又は第六十九条の十一第三項（輸入してはならない貨物）の規定による通知

附則第三項中「次項」を「附則第五項」に改め、附則第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を附則第六項とし、附則中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　第十二条第七項第一号及び第三号並びに同条第八項第二号に規定する延滞税（以下この項において「滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税」という。）につきこれらの規定により免除し、又は免除することができる金額の計算の基礎となる期間であつて特例基準割合適用年（租税特別措置法第九十四条第一項（延滞税の割合の特例）に規定する特例基準割合適用年をいう。）に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間に対応する滞納処分の執行の停止等をした関税に係る延滞税についてのこれらの規定の適用については、当分の間、第十二条第七項第一号中「期間（当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間に限る。）」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち当該延滞税の割合が特例基準割合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第九十三条第二項（利子税の割合の特例）に規定する特例基準割合をいう。）であるとした場合における当該延滞税の額（第三号及び次項第二号において「特例延滞税額」という。）を超える部分の金額」と、同項第三号及び同条第八項第二号中「期間のうち当該関税の納期限の翌日から二月を経過する日後の期間」とあるのは「期間」と、「の二分の一」とあるのは「のうち特例延滞税額を超える部分の金額」とする。